

## 平成 20 年第 9 回にかほ市議会定例会会議録（第 5 号）

### 1、本日の出席議員（ 23 名 ）

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	14 番	佐々木 清 勝
15 番	榊 原 均	16 番	竹 内 賢
18 番	齋 藤 修 市	19 番	佐々木 平 嗣
20 番	池 田 甚 一	21 番	本 藤 敏 夫
22 番	佐々木 正 己	23 番	山 田 明
24 番	竹 内 睦 夫		

### 1、本日の欠席議員（ 1 名 ）

17 番 佐 藤 元

### 1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 佐 藤 文 一 局 長 補 佐 藤 谷 博 之  
議 事 調 査 係 長 佐 藤 正 之

### 1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	横 山 昭
教 育 長	三 浦 博	企 業 管 理 者	佐々木 勝 利
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	須 藤 顯	総 務 部 長	佐 藤 好 文
市 民 部 長	齋 藤 隆 一	健 康 福 祉 部 長	笹 森 和 雄
産 業 部 長	伊 藤 賢 二	建 設 部 長	佐々木 秀 明
教 育 次 長	小 柳 伸 光	ガ ス 水 道 局 長	須 田 登 美 雄
消 防 長	中 津 博 行	総 務 部 総 務 課 長	森 鉄 也
財 政 課 長	佐 藤 家 一	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	須 田 一 治
生 活 環 境 課 長	長 谷 山 良	福 祉 事 務 所 長	細 矢 宗 良
農 林 水 産 課 長	阿 部 誠 一	商 工 課 長	森 孝 良
都 市 整 備 課 長	佐 藤 正	下 水 道 課 長	渡 辺 講

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第5号

平成20年12月12日(金曜日)午前10時開議

- 第1 報告第5号 にかほ市観光開発株式会社の経営状況の報告について
- 第2 報告第6号 財団法人にかほ市開発公社の経営状況の報告について
- 第3 議案第115号 にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第4 議案第116号 にかほ市犯罪被害者等基本条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第117号 にかほ市農業集落排水施設等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第118号 にかほ市下水道条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第119号 平成20年度にかほ市一般会計補正予算(第6号)
- 第8 議案第120号 平成20年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算(第2号)
- 第9 議案第121号 平成20年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算(第2号)
- 第10 議案第122号 平成20年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 第11 議案第123号 平成20年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 第12 議案第124号 にかほ市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議提第15号 にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 一般会計予算特別委員会の設置
- 第15 議案及び陳情の付託

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第5号に同じ

午前10時00分 開 議

議長(竹内睦夫君) ただいまの出席議員は23人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおり

りです。また、本日は、選挙管理委員会の須藤選挙管理委員会委員長の出席をいただいておりますので、御報告します。

日程第 1、報告第 5 号にかほ市観光開発株式会社の経営状況の報告について及び日程第 2、報告第 6 号財団法人にかほ市開発公社の経営状況の報告についての 2 件、日程第 3、議案第 115 号にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてから日程第 12、議案第 124 号にかほ市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてまでの 10 件、計 12 件を一括議題といたします。

これより質疑を行います。質疑に当たっては、自己の思いや意見を入れないようにしてください。なお、発言は自席で行ってください。

初めに、報告第 5 号にかほ市観光開発株式会社の経営状況の報告についての質疑を行います。質疑の通告がありましたので、順次発言を許します。18 番齋藤修市議員。

18 番（齋藤修市君） おはようございます。この報告第 5 号に関しては、監査報告もちゃんとなされておりまして、特に問題なからうかと思いますが、二、三、質問させていただきます。

4 ページの、決算報告書の中の損益計算書、売上高で宿泊料と入浴料が前年比、非常に多くなっている、極端に言うと倍増になっている、この主な要因といいますか理由はどんなことだったのでしょうかかなど。

それから、5 ページの販売費及び一般管理費の中で、寄付金の計画が 3 万円に対して、実績は 600 万円と報告されていますが、事業計画が 1,349 万円となっているのに、これを未達にまでして、この寄付をしなければならなかった理由というのは、一体どういうことだったのでしょうか。

それから、12 ページ、最後のほうなんです、17 期の事業計画、売上が前年比というか今期ですよ、増加して、支出の部で、先ほどの 600 万円という寄付の項目がないんですが、売上が増加して寄付がないのに経常利益はほとんどふえていないというのは、どこか何か理由があるのかなど。個別の支出を調べてみましたが、大きく変化しているものはないようです。

それと、16 期の期末の棚卸高は実際 2,218 万 9,000 円なんです、17 期の期首棚卸高が 3,120 万円になっていますが、このふえている理由というのは何だろうか。実際、概算で 900 万円の差があるわけですが、この 900 万円というのは、期首棚卸高ですので、もろに損益にそのまままきいてくると思うんですが、何か理由があったら教えていただきたい。以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（伊藤賢二君） それでは、御質問にお答えします。

初めに、前年比倍増になっている主な理由であります、第 15 期は、平成 18 年の 10 月から平成 19 年 3 月までは使用料金制で、市とはまなすが受委託方式でありました。平成 19 年の 4 月から平成 19 年 9 月までは第 16 期と同じ利用料金制をとっておりまして、第 16 期は利用料金制で、平成 19 年 10 月から平成 20 年 9 月まで、このため、第 16 期との決算比較では半額程度となっております。ちなみに、第 15 期を第 16 期と同じく考えた場合は、宿泊料が 3,625 万 8,000 円、それから入浴料が 4,606 万 2,000 円となります。

5 ページの販売費及び一般管理費の 600 万円の寄付の理由は何かということですが、はまなすは

平成5年10月に開業しております、その間、平成6年及び12年に宿泊部門を増築、平成15年には食堂、売店、休憩ホールなどを改修しております。御存じのように、平成20年に東北地方を震源とする地震によりまして、震源地付近の温泉施設に甚大な被害が発生しました。これらのことによりまして、施設の保全計画を依頼したところ、浴場においては強風時や地震時には破損するおそれがあると診断され、先般、臨時議会において補正計上して手当てを行ったところであります。今後の施設全体の維持管理を考慮した場合、改修年度や今後の大規模な修繕については計画性や予算が必要であり、市の負担を軽減し、適切な施設整備を図るため、今回寄付したものであります。

次に、12ページの第17期事業計画についてであります。売上が500万円増加し、支出から600万円の寄付金を削除しているのに、なぜ経常利益がふえないのかという御質問であります。売上を増加計画した分、材料費など支出も増加しております。また、全体の充実を図ることから、料理関係社員の増や法定福利費及び施設修繕など必要経費を考慮して計画した結果、経常利益を824万円としております。

第16期の期末棚卸高と第17期期首棚卸高の違いの理由であります。前年度資料では、第15期実績の期末棚卸高については236万3,000円で、第16期計画期首棚卸高も同額を記載しておりました。12ページの第17期事業計画予算の第16期については、決算見込みで棚卸実施の月の累計の2,218万9,000円を記載し、第17期計画については、毎月実施することを予想しての累計額3,120万円を記載してしまいました。本来は累計するものではありませんでした。第17期事業計画に記載の仕方にミスがあり、このような報告となってしまいました。正しくは、4ページの損益計算書の期首商品棚卸高は236万2,840円に、また、期末棚卸高は241万8,734円になるものであります。事業計画では、期首商品棚卸高及び期末棚卸高はどちらも3,120万円と記載しておりますが、損益の影響はないものと考えております。

なお、決算においては訂正の上、報告としたということと、今後は単月の期首、期末での計上をすることとしたとの報告を受けております。以上であります。

議長(竹内睦夫君) 18番齋藤修市議員。

18番(齋藤修市君) 大体の理由はわかりました。ただ、この事業計画を組むとき、損益計画を組むとき、一応ルールの、期末の棚卸残高というのは、翌年の期首残高になるはずですよ。そうしないと、収支というか利益と、それから支出の差が当然利益になるわけですし、この計算がちょっと合わなくなると思うんです。だから、今、説明でこの辺のところがよくわかりましたけれども、今度の損益計算書をつくる時はそうしないと、何かおかしい結果になると思うんですが、その辺、いかがですか。

議長(竹内睦夫君) 答弁、産業部長。

産業部長(伊藤賢二君) 先ほど説明しましたように、単月の額を累計したという単純なミスだということでありました。それで、ただ、期首と期末の関係につきましては、最終的には差し引きになりますので、損益のほうには影響がないということでもありますので、今後そのようなところを確認しながらやりたいと。で、その説明につきましては、取締役会のときにも説明しながら、御理解いただいたということでありました。

議長（竹内睦夫君） 18番。

18番（齋藤修市君） わかりました。

議長（竹内睦夫君） 全部よろしいですか。

18番（齋藤修市君） はい、いいです。

議長（竹内睦夫君） これで18番齋藤修市議員の質疑を終わります。

報告第5号に対する質疑、ほかにございせんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで報告第5号の質疑を終わります。

次に、報告第6号財団法人にかほ市開発公社の経営状況の報告についての質疑を行います。質疑ございせんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで報告第6号の質疑を終わります。

次に、議案第115号にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、順次発言を許します。初めに、4番池田好隆議員。

4番（池田好隆君） 市長にお伺いいたします。本条例改正案の意見書でございますが、前回の5月の段階、それから今回の段階、それぞれ意見書がついておりますが、意見書の内容は大きく違っているように、私には感じられるわけでありまして。前回の意見書の趣意といたしますか、それは改正案は妥当といったような感じが強く出ている意見書のように感じますし、今回の意見書では、むしろ市民の声を重く受けとめるといいますか、そちらに主眼を置いたような意見書のように、私は感じました。そこでお伺いしたいわけでございます。

報酬引き上げの当初の議案提出の段階では、民意である特別職報酬等審議会の答申、また一方では、にかほ市を良くする会の市民多数の反対署名、こういったものが出たわけでございます。

特別職報酬等審議会についてちょっと振り返ってみますと、19年1月の段階では、現行どおりでよいと、こういった答申でございます。さらに、20年1月の審議会では、引き上げは妥当であるという旨のそれぞれ異なった答申が出ているわけでございます。さらに、にかほ市を良くする会の署名の状況を見ても、これも御承知のとおり、5月の段階では有効署名が4,061人、今回の署名では有効が6,824人、こういう形で反対署名がふえているわけでございます。この運動が契機となって、市民は少なからず、議員報酬、こういったものについて考えたのではないかなと私は考えておりますが、そこで市長にお伺いいたします。

報酬引き上げについての、この「本議案」とありますが、これは今回の議案という意味でなくて、一番最初に引き上げの提案をした当初議案、そういう意味でございますので、御了承いただきたいと思っております。当初の議案を提案した市長として、こういった報酬審議会の動き、あるいは市民の反対署名運動の動き、こういう動きがあったわけでございますが、提案者として、現在の率直な心境、あるいは所見についてお伺いしたいと思っております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 率直な意見ということでございますけれども、議員の報酬額については、議会に提案した、ことしの3月と、そして、市民のほうから、議員の報酬については元に戻しなさいという直接請求があった5月とでは、今、市を取り巻く環境、大変大きく変わってきております。経済情勢が大きく変わっておりますし、また、これからさらに悪化する状況にあるわけでございます。そうしたことを考えますと、やはりさらに多くの市民の皆さんの署名があって、元に戻しなさいというふうな再度の請求については、これはやっぱり重く受けとめなければならぬだろうなというふうに思います。また、こうしたことが長く続くということは、決してこれからのまちづくりにおいてよいことではございませんので、何とか議会においては慎重に審議をされまして、より多くの市民の皆さんから理解を得られるような形に結論を出していただきたいというのが今の心境でございます。

【4番（池田好隆君）「はい、終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） これで4番池田好隆議員の質疑を終わります。

次に、22番佐々木正己議員。

22番（佐々木正己君） 今回、引き下げの条例が出たんですけれども、従来ですと、にかほ市特別職報酬等審議会条例があって、そこを経過して出てくるのが普通だと思うんです。今までもそうしてきました。今回それを省いて提案されたので、その理由をお尋ねしたいと思います。

それで、うちのほうの報酬等審議会条例の第2条があります。これを読みますと、議員の報酬改正条例には、審議会の開催が必須条件だと、私はこれ読めるんですけれども、そうした審議会を経ないで提案された本議案は提案要件を満たしていないのではないかというふうに私は解しますが、この2点について御所見を伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） そうすれば、お答えします。

1点、2点について、まとめてお答えしたいと思います。御承知のとおり、市長が議会議員の報酬や市長及び副市長の給料に関する条例を議会に提案しようとするときは、特別職報酬等審議会の条例の規定に基づき、市長はあらかじめ当該報酬等の額について特別職報酬等審議会の意見を聞かなければなりません。この審議会の趣旨は、一般職の給与などが、国の人事院、また、県の人事委員会が官民比較を考慮するのに対し、議員や特別職についてはこうした基準になるものがないため、市民の意見を反映するためのものでございます。このたびの条例改正は、地方自治法第74条第1項の規定に基づく条例改正請求であります。これを受理したものであります。市長は請求を受理したときは20日以内に請求書に添付された条例案に意見を付して議会に付議しなければならないとされております。したがって、市長は、住民直接請求による条例改正については、特別職報酬等審議会に諮問することなく、直接請求に基づく条例改正案をもって議会に付議することになります。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 22番佐々木正己議員。

22番（佐々木正己君） その74条の1項の規定と、直接請求があれば審議会を経ないでいいという法的根拠、それは完全に法的に大丈夫だということの解釈でよろしいんですか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） この審議会の設置は法律で定められたものではないものであります。あくまでもこの審議会を置くようにという国からの指導が当時ございまして、こういうふうな、先ほど申し上げましたような民意を反映するための特別職報酬等の審議会を設けたということになってございます。今回の場合は、あくまでも地方自治法、法律に基づいた条例改正請求でございますので、手続上、何ら問題はありません。

議長（竹内睦夫君） 22番佐々木正己議員。

22番（佐々木正己君） 参考までに、その地方自治法第74条の1項をちょっと朗読していただけますか。私は、審議会条例がなくても特別職の報酬を改定することはできるということにはなっていたとしても、市の条例としては実際は審議会条例があるわけですから、これを無視するというわけにはいかないと思うんですよ。ですから、参考までに、その地方自治法第74条の1項ですか、それを朗読していただいて、それを聞いて、当条例よりも上だということであれば理解します。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務課長。

総務部総務課長（森鉄也君） それでは、地方自治法の第74条でございます。条例の制定、または改廃の請求とその処置ということが規定されてございます。

「普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下本編において「選挙を有する者」という。）は、政令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。前項の請求があったときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちにその請求の要旨を公表しなければならない」ということでございます。「普通地方公共団体の長は、第1項の請求を受理した日から20日以内に議会を招集し、意見を付けてこれを議会に付議し、その結果を同項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない」ということでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 今、朗読しましたけれども、地方自治法、つまり条例よりも上位法の法律に基づいて、ただいま申し上げましたように規定されております。そして、直接請求された内容をそのまま議会に市長が意見を付して提案するということになっておりますので、再度申し上げますけれども、問題はございません。

議長（竹内睦夫君） これで22番佐々木正己議員の質疑を終わります。

次に、同じく115号について、12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 同僚議員の先ほどの質問に対する答えもありましたので、およそ前回、そして今回の違いはわかりました。前は、端的に言うと、議員の報酬額は妥当と、しかし、ということで、意見書を付しております。今回は、妥当ということではなくて、市民の声があるし、これを重く受けとめるので、慎重に判断してほしいというふうにされていますので、その変わったことについては、池田議員に対する答弁でわかりました。ただ、こういう変更があると、環境が変わってきているということであれば、市長としては、何らかの結論を出して、どうですかというふうにつ

案してもしかるべきだったというふうに思われるんですが、結論を出しての提案でなかったというのはどういうことなのか、説明をお願いしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 今回の再請求も報酬額を元に戻すという請求なわけでございます。重く受けとめるということは、今の経済情勢なども踏まえて、元に戻すということも視野に入れての重く受けとめという考え方一つと、それから、現在の報酬額については、議員発議によって定められた額でございます。ですから、元に戻すものと、あるいは、より多くの市民の皆さんから納得していただけるような別の選択肢も考えられるわけです。そういうことで、何とか今議会で慎重に審議していただいて、よりよい結論を出していただきたいという考え方です。

議長（竹内睦夫君） よろしいですか。

12番（村上次郎君） はい。

議長（竹内睦夫君） 議案第115号に対して、ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第115号の質疑を終わります。

次に、議案第116号にかほ市犯罪被害者等基本条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第116号の質疑を終わります。

次に、議案第117号にかほ市農業集落排水施設等に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、発言を許します。16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） この条例の改正については、広報12月1日号でも御協力をお願いしますということで、内容が載っています。少しばかりお聞きしたいのは、現在のこの農業集落排水施設を利用する世帯、それから人数、できるのは何世帯で人数、それから現在利用している世帯数と人数について、参考までに伺います。

それから、二つ目は、第14条第2項では、「納入書により毎月口座振替又は集金の方法により徴収すること」というふうになっていますが、現在の集金と口座振替の徴収実態について伺います。

それから、3番目は、先日の説明でわかりました。上水道の、いわゆる水道の料金と同じように20日にするというのでわかりましたので、3番目は割愛していいです。

4番目は、納入通知書で取扱金融機関窓口での納入ができないのかどうか。できないとすれば、その理由を伺います。というのは、下水道条例第15条第2項では、「集金・納入通知書又は口座振替の方法により徴収する」となっています。したがって、一元化するわけですので、この農業集落排水事業等の施設を利用する者だけが納入通知書による納入ができないのかどうか、ここを伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

建設部長（佐々木秀明君） それでは、私のほうから三つばかりの項目についてお答えしたいと



思います。

最初に1番目、整備済みと、要するに接続の世帯数ということだと思わんですけれども、整備済みの世帯数2,549戸、人口で8,518人となっています。また、11月末現在での接続利用世帯2,101戸、接続人口は7,379人となっております。

また、二つ目、この徴収の実態ということですが、集金の収納はありません。口座の振替が2,016件、納付書納付が73件。トータルすると、恐らく今の1番目に言った2,101戸に足りないんですけれども、足りないところの13件が空き家になっていて、それがちょっと不足しますので、お願いしたいと思います。

3番目飛ばして四つ目ですが、現在の納入の方法ということですが、従来と変わりません。納入通知書による直接納付もできるということで、全然変わりはありませんので、よろしくお願いしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） では、せっかく一元化になるわけですから、同じように、公共下水道の条例の第15条第2項と同じようにできない理由というのはあるんですか。ここでは、集金と口座振替と書いているわけですよ、農業集落排水施設の条例の場合は、下水道条例の場合は、集金・納入通知書又は口座振替の方法による徴収というふうになっているんですよ。で、この字句だけ見ると、まあ些細なことと言えばそれまでですが、せっかく一元化するわけですから、そういう文言についても一元化できなかったのか、その辺については対照はしなかったんですか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

建設部長（佐々木秀明君） 実態は、従来、農集も下水も同じ方法でやっています。条文化のほう、ちょっと私も詳しく見ていないですが、下水道で、今言うとおりの集金あるいは納入通知書、または口座振替、農集のほうは恐らく、今、足りないという条文化なのかですけれども、ちょっとお待ちください。

その一元化というのは、今回のお願いは、口座振替でお願いしますとか、あるいは納入通知書、どちらかにまとめてお願いするというようなことではなくて、あくまでも使用者、水道の使用者と下水道、要するにこれは農集も含めてなんですけれども、使用者を同じにしてもらわないと要するに請求が1本にならないということから、今回のお願いということになったわけでございます。

議長（竹内睦夫君） 議案第117号について、ほかに質疑ございませんか。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第117号の質疑を終わります。

次に、議案第118号にかほ市下水道条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑の通告がなされましたので、発言を許します。16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） この条例改正の中で、第26条に、使用料その他の収入について、納期限まで納付しない者に対する督促及び延滞金について新たに設けられました。下水道条例第28条で、「罰則（5万円以下の過料）及び第29条で、不正な手段で使用料等の徴収を免れた者は、免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する」というふうにあります。この過料については、第26条が

新たに設けられた場合も適用されるものかどうか、伺います。

それから、二つ目は、広報の12月1日号で、「水道使用者と下水道使用者が異なる場合、使用者・納付方法を統一する必要がある」とあります。ここに異なる状況にある世帯数、これがわかりだと思しますので伺いますし、この広報の12月1日号、これを見ましても、にかほ市は男女共同参画社会というふうにはなっていますが、この内容からいくと、水道料金の使用者は夫で、下水道料金の使用者は妻で、統一する場合は、水道・下水道料金の使用者を夫にするというふうに書いているんですね。例としてですが、やっぱりこういうところに夫または妻とか、妻または夫とか、そういうふうにししないと、本当の男女共同参画社会は成らないと思うんですよ。その辺をひとつやっぱり気をつけるべきだと思いますというか、気をつけることではないですか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

【16番（竹内賢君）「あ、もう一つだ、すみません」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） ごめんなさい。メリットとして挙げられていますが、前の説明の中では、この収納一元化のための費用ということで、通信運搬費に22万7,000円を計上し、収納一元化のための郵便料と説明をされています。したがって、私がここに書いたのは、例えば統一するための事務事業に必要な人員、あるいは予算、予算の中には時間外手当、臨時職員、用紙印刷代とかシステム改修、こういうものが全然必要ないのかどうか、伺います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

建設部長（佐々木秀明君） それでは、私のほうからまたお答えしたいと思います。

一つ目ですけれども、罰則等の規定なんですけれども、下水道条例第28条、改正後は29条になるんですけれども、罰則規定が9項目にわたって条文化されております。その内容は、排水設備工事にかかわる設備の改善命令に例えば違反した場合、また、申請、届け出、申告という、そういうものに関しての不実の記載などの違反行為した場合というふうになっております。また、第29条、これも改正後は30条になりますけれども、この条文のとおり、偽り、その他不正な手段により使用料等の徴収を免れた者は、その5倍相当金額以下の過料に処するとした罰則規定であります。したがって、今言う26条に規定する使用料等の督促及び延滞金については、28条には規定はなく、29条に規定する不正な手段により使用料等の徴収を逃れた者にはなじまないということで、同条は適用されないものと判断しております。

二つ目の異なる世帯数ということなんですけれども、トータルで、公共の場合は約4,340世帯のうち750世帯がその使用者の違いというんですか、内容を見ると、大体が上水道のほうで、水道が先代の名義で、下水道が若者－息子とかいろいろな名義になっているのが実情みたいですね。それで、広報に夫云々ということが書いていたということなんですけれども、それはそれで、私もちょっと中身のほう、夫云々という例のほうはちょっと見ていなかったんですけれども、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

3番目、このメリットというところなんですけれども、準備作業に係る経費ということで、現在使用している公共下水道使用料と農集排の使用料のシステムを廃止しまして、ガス水道局のシステ

ムに移行・統合することになりますけれども、現在のシステムのデータ吸い上げの業務及び新しいシステムへのデータの移行・統合業務、並びに納付方法等の統一手続の通知書に伴う郵便料、今回の補正がのっていますけれども、金額で言うと合わせて約 550 万円というふうに見込んでおります。なお、人件費等については、日常の業務内で準備を全部進めてきておりますので、新たな経費という形では発生しておりません。

議長（竹内睦夫君） 16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） 26 条と 29 条の関係はまずわかりましたけれども、ただ、いわゆる 5 万円以下の過料の関係と、5 倍というこの関係については、あれですか、5 倍ですから、例えば 5,000 円の場合は 5 倍ですから 2 万 5,000 円以内と、こういうふうになるわけですね。そこら辺のいわゆる違いについて、過料の罰則の違いについてどういう解釈をすればいいんですか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

建設部長（佐々木秀明君） ちょっとお待ちください。

議長（竹内睦夫君） 暫時休憩します。

午前 10 時 43 分 休 憩

午前 10 時 45 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、建設部長。

建設部長（佐々木秀明君） 28 条の不実等の違反行為ということと、29 条での過料でいう 5 倍相当以下、金額云々というものとは関連はないということで、今までもちょっと実績がないものから、よく私もわからなかったんですけれども、そもそもその関連というのは特別なということなんです。

議長（竹内睦夫君） 16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） いずれ 29 条では、偽りその他不正な手段により使用料等の徴収を免れた者というふうにあるわけですよ。で、こういう内容というのは、例えば具体的にということで、例えばつないだと、接続したけれども、いわゆる不正な形で接続して料金を免れたとか、例えばそういうこともやっぱり入ると思うんですよ。したがって、一つ一つやっぱり、せっかくこういうふうにしてつくるわけですから、委員会で少し細部についての説明をしていただければいいと思います。

議長（竹内睦夫君） ほかに議案第 118 号に対する質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第 118 号の質疑を終わります。

次に、議案第 119 号平成 20 年度にかほ市一般会計補正予算（第 6 号）の質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、順次発言を許します。初めに、9 番伊藤知議員。

9 番（伊藤知君） 23 ページでございます。まちづくり交付金の工事請負費、排水改良工事等減

額されていますけれども、説明の中で、私の聞き間違いかもしれませんが、季節柄、工事ができないため減額との説明がありましたけれども、この部分というのは、これから高潮等の被害を受けている場所と私は認識しておりますが、なぜ今の時期になって、これ当初予算で計画されたことですが、それを実施せずに、今になって減額になるのかということ、設計等は終了しているのか、あるいはその対象地域に関しての説明会は実施しているのか、お伺いいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

建設部長（佐々木秀明君） まちづくり交付金事業についてのお答えをいたしたいと思います。

15 節の工事請負費の排水改良工事の減額ですけれども、設計等、終了しているのかの質問ですけれども、塩焚浜地区の設計は、上流側を 1 工区、また、下流側を 2 工区という形で設計を進めておりまして、1 工区については完了しております。また、地蔵町地区についても設計等は完了しております。

また、対象地域への説明を行っているかという質問ですけれども、どちらの地区についても、町内会の会長さんには、工事の内容等、現場で詳しく説明しております。また、工事を行う際、また改めて地域住民の皆様には、工事の概要、あるいは工事に対する協力をお願い等、チラシでもって配布したいというふうに考えております。

あと、工事の現場で季節柄云々ということなんですけれども、直接の越波なり冬季風浪でのものがあるのかということなんですけれども、直接、まあその程度にもよるかと思うんですけれども、いずれ、なるべく安全側をとりまして、海の影響のないところをとりあえず、まずいずれやらなければならない場所なので、工事というか、その 1 工区、2 工区というふうに分けたりという形で、とりあえず影響のないところを今回発注するというようにしています。

議長（竹内睦夫君） 9 番伊藤知議員。

9 番（伊藤知君） 発注するということは、工事をするということですか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

建設部長（佐々木秀明君） 要するに、海水というか海の影響がないところだけはやりますということなんです。

議長（竹内睦夫君） いいですか。

【9 番（伊藤知君）「はい」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 次に、16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） まず 16 ページであります。防犯街灯対策費について、890 万円の増額補正です。19 年度決算では 2,602 万 4,000 円となっています。当初予算は 2,000 万円です、20 年度予算の。で、内容からいきますと、4,382 基に新設 12 基。それで約 4,400 基で予算化していますと、そういう説明されています。

お聞きしたいのは、防犯街灯の電気料金がどういう契約になっているのか。例えば 1 灯何円とか、そういうふうな契約内容について伺いたいと思います。

二つ目は、同じく 16 ページです。これは説明では、社会福祉総務費の灯油購入費等助成費 1,800 万円について、説明では、生活保護世帯が 117 世帯、それから高齢者のほうが 1,229 世帯、障害者

の方の場合が276世帯というふうに、19年度の場合はそれぞれ — ごめんなさい、もう一つ、ひとり親の場合は97世帯。19年度の場合は、それぞれ113世帯、1,165世帯、332世帯、それから90世帯ですか、こういうふうになっています。19年度は1,700世帯、今回は1,719世帯です。19年度は、実質的にいいますと1,525万円の緊急助成に実績からというふうになっています。で、結局もらわない人もあったのだというふうに理解はできますけれども、この内容。灯油だけ見ますと、昨年から比べると、およそ現在の値段というのは10円以上安くなっているわけです。これについて18%増加している理由について、灯油購入費等というふうになっていますので、一般の例えば日常生活品とか、あるいは食料品とか、そういうふうに値上がりになっているということは、一定の理由はわかりますけれども、その辺についてもう少しどういう計算をやったのか、伺います。

それから、去年、私、直接言われたんですけども、にかほ市の共通商品券の交付でやっているわけですけども、利用範囲が限定されるということで、不満の声も聞こえてきました。これらについてどういう考慮をされているのか、伺います。

それから、同じく16ページです。老人福祉費の生活管理指導短期宿泊事業委託料、これ73万円の減額補正になっています。当初予算は87万7,000円でした。で、内容からいきますと、65歳未満を対象に1回3,810円の宿泊、それから食費が300円で、213回の計画というふうに説明されたとは伺っております。ですから、実際に行われたのは36回、私の計算ではです、およそ。そうすると、なぜこういうふうに、231回のものが36回になったのか、その辺について説明をお願いしたいと思います。理由についてもです。

それから、17ページは、老人福祉センターの灯油代という話、福祉施設管理費の施設管理委託料156万円の増加補正。これは老人福祉センターだけの灯油代なのか、説明がありましたので、その他の施設については要らなかったのかどうかです。

それから、18ページ、生活保護費の医療扶助費、1,500万円の増額補正。説明では、医療扶助を受ける方が多くなったと、特に手術する人がふえたというふうになっていますので、具体的にこういう手術が多くなっているなど、19年度はこれぐらいだったけれども、今回はこれぐらいになっていますというふうにして、実態について伺いたいと思います。

それから、20ページです。松くい虫防除対策事業費のマツ林健全化事業委託料570万円の減額補正についてですが、今年度事業について、計画と実施した内容について伺います。

九十九島の続島の松が春ころから松くい虫に侵されて、今は2本にふえています。冬になっても処理されていません。伐倒、いわゆる薫蒸処理をするということが基本だと思うんですけども、松くい虫がもう離れてしまって、赤くなってしまって、あとは何もなくなっちゃったから切らなかったのか、その辺についても伺いたいと思いますし、40本以上、あそこはあった松です。現在は、数えますと、健全なのは20本しかありません。どうする方針なのか。それから、九十九島の松、近年植えた松を別にしてです — の現在健全な本数と、松くい虫に侵されて処理した本数について、伺います。

それから、21ページ、商工振興費のISO認証取得促進アドバイザー業務委託料60万円についてです。現在の市内で取得している企業数と、商工会や工業振興会などで取り組んでいる実例があ

りましたら伺いたいと思いますし、昨年から企業活性化アドバイザーを委託しております。これは内容は違うと思うんですけども、これらと連携する内容が派生することは考えられませんか、伺います。

それから、23 ページ、先ほど伊藤議員が質問されていますが、別の形で伺います。まちづくり交付金事業の公有財産購入費 1,380 万円。計画事業というのは、ここに出っていますが、三つありますが、その事業ごとに公有財産の購入費、伺いたいと思います。

それから、23 ページの住宅管理費の工事請負、いわゆる入湖ノ澗団地の解体と、木ノ浦山住宅の解体工事ですが、そういうものはどんどん進められているわけですけども、公営住宅マスタープランがまだできていない中で、こういうふうに進められています。それで、これまでのマスタープランの進捗状況、伺いますし、これまで進めている中で、当初の想定と変化していることや特徴的な事項がないのかどうか、伺います。

それから、25 ページです。学校管理費の中の校舎等耐震診断委託料 137 万円の減額補正です。村上議員の質問に対して、当初予算の際ですか、どういうことをやるというふうに詳しく説明あったわけですけども、実施された各小学校の診断結果がどうなったのか、そこを伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 質問が多岐にわたっておりますので、それぞれの担当部署ごとに答弁を願いたいと思います。初めに、市民部長。

市民部長（齋藤隆一君） 防犯街灯の電気料についてお答えをいたします。防犯街灯等の電気料金は、契約ワット数に応じた基本料金に発電燃料費調整額と消費税が加算された料金体系になっております。基本料金は、一契約ごとの需要家料金と電灯ワット数に応じた電灯料金、それから契約付加設備の容量に応じた小型機器料金の三つを合計したものとなっております。

発電燃料費調整額は、石油、LNG、石炭などの発電燃料の輸入価格が原料価格や為替レートなどによって変動した場合に、四半期ごとに一定の基準で調整をするというものでございます。大変複雑な算式になっておりまして、残念ながら、ユーザー側が調整額の内容について一つ一つ精査をするというのは難しいのが実際のところでございます。

基本料金部分につきましては、ある程度正確な予算見積もりができるのでございますけれども、発電燃料費調整額という不確定要素があるために、防犯街灯の電気料につきましては、当初予算では概算で措置をいたしまして、年度後期に調整を行う方法をとらせていただいております。20 年 11 月支払い分の 1 灯当たりの電気料は 40 ワット灯で 298 円、80 ワット灯で 452 円、100 ワット灯で 852 円、200 ワット灯で 1,252 円、300 ワット灯で 1,652 円、400 ワット灯で 2,052 円などとなっております。全市の総額では、11 月分は 240 万 6,431 円に上るところでございます。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、3 款関係、健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） それでは、お答えいたします。

まず初めに、灯油購入費等の助成費の昨年度と比較して増加している理由ということでございますけれども、対象の範囲は昨年度と同じでありますけれども、高齢者世帯の基準年齢を 65 歳以上としていることから、昨年 64 歳の方がことし対象者となったことによりまして、増加しているものと

思われます。ただ、今回の補正予算要求の際の世帯数の把握につきましては、類型別の世帯調査による積み上げ数値ですので、障害世帯と高齢者世帯等が重複してカウントされていることもあると思いますので、この点、御了承いただきたいと思えます。いずれにいたしましても、現在、対象世帯への通知書作成の段階にありまして、重複世帯等の確認作業を行っているところであります。

次に、この共通商品券の交付に対する不満の声についてでありますけれども、共通商品券で交付する理由といたしましては、市内の商工振興、あるいは商店等の経営、経済活性化への波及効果を図るということで助成しているものでもあります。現金給付した場合は、そのまま貯蓄に回ったり、あるいは市街で消費される場合も少なくないと思われます。昨年度、県内では6市町村が灯油券というものを交付したようでもありますけれども、それに比べれば商品券は、有効期限がありますけれども、現金と同様、諸物価高騰による生活全般にわたる支援という観点からいたしましても、市内の240店舗で使用することができますので、何ら問題はないと考えております。

次に、老人福祉費の生活管理指導短期宿泊事業についてであります。この事業の対象者は、養護老人ホーム等に短期宿泊いたしまして、生活習慣の指導とか、それから体調の調整を図るために宿泊してもらう事業であります。65歳以上の方につきましては、介護予防事業の地域支援事業として行うものであります。当事業は65歳未満の方を対象にした地域支え合い事業、これは市の単独事業でありますけれども、この事業で実施しているものであります。当初予算の策定時点におきましては、前年度からの利用者が1人おりまして、入所できる見込みがなかったために、この制度を利用してもらうと、その方を対象にして、1回3,800円に300円の食費3食分の900円を加えた6ヵ月分、これで87万7,000円を予算措置しておりました。しかし、想定された方は、昨年度末に施設への入所に切りかわったために、予算の執行は行われず済んだものであります。しかし、このような事態が今後発生しないとも限りませんので、1ヵ月分のみを残して減額したものであります。

次に、施設管理費の156万円の増額補正についてでありますけれども、補足説明でも申し上げましたとおり、このたびのこの補正は、象潟老人福祉センターのボイラー、あるいは暖房用の灯油代を初めといたしまして、消耗品、電気、ガス、水道代の不足によるものであります。ほかの施設につきましては、平成19年度の決算をベースにいたしまして積算しまして、平成20年度とほぼ同額で委託しているわけでもありますけれども、この予算で間に合うようであります。

それから、生活保護費の医療扶助費の補正についてお答え申し上げます。

まず初めに、にかほ市の生活保護の状況であります。平成19年4月末時点の保護世帯数は112世帯で、保護人員は154人です。保護率は5.4パーミルでありましたが、1年後の平成20年4月末現在では、保護世帯が119世帯、保護人員が168人でありまして、保護率も5.9パーミルとなり、さらに本年11月末時点では、保護世帯数が123世帯、保護人員が180人、保護率が6.3パーミルといった増加の一途をたどっている現状にあります。

医療扶助の状況でありますけれども、平成19年度の医療扶助費は、月額約1,200万円前後で推移しておりましたが、本年4月から11月までの医療扶助費は、月平均約1,500万円弱で推移してきております。本年度は前年度と比較しまして、入院する人が月平均で4人ほど増加しておりまして、11月末時点では17人の入院数となっております。手術の内容につきましては、交通事故による骨

折の緊急外科手術、それから、がん等による開腹手術となっております。さらに、本年6月から由利組合総合病院で、7対1の看護体制がスタートしたということから、入院の基本料体系が変わりまして、基本点数が大きくアップしたことも、この医療扶助の医療費の増加の一因ではなかろうかと考えております。医療費の7割以上を入院医療費が占めているのでありますが、入院した初めの月におきまして45万円から100万円という高額な請求が多くなっていることからして、この医療扶助が予想以上に伸びている現状であります。以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁の途中ですが、多岐にわたっておりますので、ここで10分間、20分まで所用のため休憩します。

午前11時10分 休憩

午前11時21分 再開

議長（竹内睦夫君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁の途中でございましたけれども、次に、答弁、産業部長。

産業部長（伊藤賢二君） 御質問の松くい虫に関連したものであります。

初めに、今年度の事業の計画と内容についてであります。計画は、象潟町字洗釜字山口、両前寺字落合地内の森林調査、合わせて9.6ヘクタールと伐倒処理10ヘクタール、金浦字下谷地地内の植栽1.1ヘクタールについて計画しました。実施した内容は、象潟町字洗釜、字山口地内の森林調査、伐倒処理の4.58ヘクタールで、今後、金浦山神社裏の1.5ヘクタール、八幡神社の0.06ヘクタールの植栽を計画しております。

次に、続島についてであります。続島については、ことしの春、4月中旬の調査の時点では特に変化は見られませんでしたので、それ以降、枯れたものと認識しております。伐倒処理は、原則として、秋の駆除以降、春先まで枯れたものを秋季の駆除で伐倒処理し、春の駆除以降、秋まで枯れたものを秋季駆除で処理することとしております。今年度の大臣命令、いわゆる大臣命令で松林の保護地域としての指定があり、県が代行している、九十九島はその対象に入るわけですが、この秋駆除は12月以降実施されますので、続島の枯れ松はその際に伐倒処理されることとなります。きのうの話では、もう既に入札も終わって、間もなく現場に入るだろうということでありました。また、九十九島の松の本数は、現在では約2,000本ですが、文化財保護課の台帳からの算出では1,961本となっております。処理した本数については、平成14年の166本をピークに、延べ800本を処理しております。

次に、21ページの7款1項2目商工振興費のISO認証取得促進アドバイザーについてであります。

最初に、市内で取得している企業数であります。財団法人日本適合性認定協会によって認定された認証機関、これが48機関あります。ここから認証を受け、現在公表されている企業についての情報によりますと、ISO9001、いわゆる品質マネジメントシステムを受けているのは14社でありま



す。一方、ISO14001 がありますが、こちらは環境マネジメントシステムですが、9社となっております。最初に申し上げましたとおり、これが市内の企業のすべてではないことを御承知願いたいと思います。

次に、商工会や工業振興会などでの取り組みの実例ですが、平成19年度に商工会工業部会とにかほ市工業部会共催で、主にISO14001 環境マネジメントシステムの講習会を開催していましたが、現在は重立った取り組みは行っていません。

次に、企業活性化アドバイザーとの連携する内容についてであります。企業活性化アドバイザーは、市内事業所の活性化に係る各種調査や実施計画の助言、そして、産学官連携、事業支援や誘致活動等におけるサポート業務であります。今回のISO認証取得促進アドバイザーは、ISO認証取得に向けた支援に特化したものであります。以上であります。

議長（竹内睦夫君） 次に、8款関係の答弁、建設部長。

建設部長（佐々木秀明君） それでは、私のほうから8款関係のほう、お答えいたします。

17節の公有財産購入費1,380万円についての事業ごとの面積と金額という質問ですけれども、一つ目、金浦中飛線の道路改良工事に伴う用地の購入ですけれども、面積が1,994、金額で380万円程度見込んでおります。地目はほとんど田んぼですけれども、一部山林原野もあります。地権者が16名になっております。二つ目です。勢至公園の周辺整備事業に係る土地の購入ということで、面積が7,160平米、事業費で約1,000万円見込んでおります。地目は、これも同じく田んぼや山林原野というふうになっております。地権者は10名ということです。ただ、この勢至公園のほうの中には、宅地が414平米ありまして、そこに建物も建っているということで、この土地については、今年度ではなくて、来年度、次年度購入を予定しております。

続いて、8款5項1目住宅管理費の工事請負費関連ですが、公営住宅マスタープランの進捗状況という御質問なんですけれども、にかほ市としての住宅マスタープランというのは、策定についてまだ着手しておりませんので、しばらく時間をいただきたいと考えております。

また、これまで進めている中で、当初の想定と変化していることや特徴的な事項がありますかという質問なんですけれども、このマスタープランについては、旧象潟町の公営住宅ストック総合活用計画ということで、入湖ノ澗団地12戸、入道島団地19戸については、将来的には松ヶ丘団地に建てかえを基本ということで、今回、入湖ノ澗団地を解体することから、公営住宅ストック総合活用計画のとおり推移しているものと考えております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、同じく10款関係の答弁を教育次長。

教育次長（小柳伸光君） それでは、25ページの各小学校の診断結果についてお答えいたします。

今回の予算にかかわる耐震診断は、平沢小学校体育館、上浜小学校の特別教室の二次診断、それから、小出小学校、釜ヶ台小・中学校の一次診断であります。この診断結果につきましては、委託工期でありました今月の5日に報告を受けたばかりでございます。今後、この結果に基づきまして、これから、県の内容聴取と審査を受けなければなりません。その審査を受けて、正式な耐震診断の結果が出ることとなっておりますので、したがって、現在のところ、まだ公表できる段階ではございません。いずれにいたしましても、県の審査等が終了後に、にかほ市内の全小・中学校の耐

震診断結果につきましては、市のホームページで速やかに公表いたしたいと思っておりますので、もう少々お待ちいただきたいと思えます。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 最初に、社会福祉総務費の灯油購入費等助成についてです。先ほどの説明の中では、例えば対象の高齢者と、それから障害者が重複している場合もあるという話で、今、精査をしているという内容ですが、1,800万円というのは、これから見ますと、例えば100万円ぐらい、対象が私の計算では1,719世帯、これから減るわけですので、もっと精査した場合、1,800万円から減るという理解でいいのかわかるかですね。それから、受け取る人もいないわけですので。

あと、それから、共通商品券の交付ですが、加入をしている商店等は、これ3%ですか、手数料を払うことになるわけですね。こういうことで、例えば商店の場合は、こういう場合もあるわけですよ。商品券を持って買いに行った場合に、まあ市が10%分補助を出している内容と同じものだと思うんですよ、いわゆる体裁がね。したがって、そういうのだとすると、あなた方、10%得していて、そして、またまけろと言うのかという話もあるわけですよ。そう言われる場合もあるんですよ、これと同じだとすればね。したがって、もらう人はかなりやっぱり、3%の手数料を商店が払うと、そうするとまけてとはなかなか言えないとか、そういうふうな場合もあるわけですよ。その辺について、やっぱり商品券だと言う人もいるし、もっと幅広く使いたいと。それから、いつも灯油を買っているところは安いところを探して買っているので、ところが、これだと、今買っているところでは使えないとか、そういう話もあるということもきちんと受けとめていただいて、まあ今決めるわけですがけれども、確かに市内の商店についてはいいところもあるわけですがけれども、使う人から見ると、使い勝手の悪い場合もあるということも頭に入れていただいて、説明をきちんとしただけでいいかなというふうに思えます。

それから、続島の関係です。先ほど、春のときに見回ったというふうなことでした。私はもう毎日、見回りじゃなくて、見ているわけですがけれども、実質的に言うと、山側に向かって右側のほうのあれは、かなり早くから赤くなってきているわけですよ。したがって、見回りをした春というのはいつなのかわかるかですね。で、1本から2本にふえたという内容は、これは私がずっと見てきているのわかりますから、これを伺いたいと思えます。実際もう用なくなってしまうと、虫もみんな出て行ってしまったからの伐倒駆除だと、いいことはないと思うんです。

それから、ISOの関係です。商工会や工業振興会、これのアドバイザーを委託した場合に、商工会や工業振興会と当然タイアップしていくこと、連携をとっていくことになると思うんですが、そういうところが、商工会や工業振興会もそれに応じていくというような話し合いがされたのかどうか、伺います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、最初に健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） お答えいたします。

今回の1,800万円の補正予算でありますけれども、これはまず概算で、マックスで見ている額でありますので、当然精査しながらやっていけば、減るものと思っております。

それから、商品券の取り扱いでございますけれども、最初に申し上げましたように、現金と同様

で、諸物価高騰による生活全般にわたる支援という観点からでありますので、御理解願いたいと思いますけれども、使い勝手が悪いという市民の方もおるやには聞いております。この点につきましては、商工会と協議しながら、お話し合いしながら、どうすれば市民のために使いやすくなるのか、その点も含めまして、話し合いながら進めてまいりたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 次、答弁、産業部長。

産業部長（伊藤賢二君） 担当のほうの調査によりますと、4月中旬の調査というふうに聞いております。いずれこの事業につきましては、先ほども申し上げましたように、国の大臣命令の中で県が代行しているということで、半年に一度の調査の中で、その周期の終わりに駆除するということになっておりますので、少し遅いかもしれませんけれども、こうやって早目に調査したものににつきましては、次の周期のときに、時期を見て伐倒処理をしていただきたいというふうに考えております。

また、ISOのアドバイザーにつきましては、これにつきましては、ISOに関して、企業活性化アドバイザーが企業訪問をした際に、ISOについて興味を示していただき、理解をしていただき、それに対して会社で取り組んでいくという姿勢のある方々について、今後、ISOについて、この認証アドバイザーの方々から御指導いただいて、これを可能かどうか、一度検証していただくということで、特に商工会等の連携というものは、込み入ったものについては、話し合いはしておりません。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 最後に1点お伺いしますが、確認も含めてです。公営住宅マスタープランの関係、入道島団地19戸と、それから入湖ノ澗団地、これは旧象瀧町時代の計画でやっているわけですが、前の建設部長に私が議会で伺ったところ、いわゆる交通の便のよいところ、特に、お医者さん、駅、バス、それから買い物、そういうところが、松ヶ丘とか立石の場合は、今はもっと不便になっているわけです。そういうことについて、入道島団地に住んでいるお年寄りの方がたくさんおりますので、そういう人方を考えた、いわゆるマスタープランをつくる場合も、そういうことを考えていただきたいという話をしています。それに対しては検討をすると、そういう答弁をいただいておりますが、そのことについて確認をして、終わりたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

建設部長（佐々木秀明君） 住宅のマスタープランというのは未着手ということで、いずれ、ただ、旧象瀧町での住宅のストック総合活用計画という中では、あくまでも入湖ノ澗と入道島団地については建てかえていこうというような計画をしておりましたけれども、たまたま入湖ノ澗は今回解体と。この後、入道島のほうもいずれ、おいおい計画というか、進んでくるかと思っておりますので、その辺ではいろいろと将来に向けて検討したいと思っておりますので、お願いします。

議長（竹内睦夫君） これで16番竹内賢議員の質疑を終わります。

同じく議案第119号について、12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 115号議案では、5点あります — あ、119号です。最初に、9ページの歳入ですが、法人市民税が8,600万円、こうなっておりますが、この内訳がどうなっているのかと

ということが一つ目です。

10 ページ、総務費の国庫補助金の関連ですが、これは市町村合併推進体制整備費補助金となっているのでの説明で、来年度以降 6,000 万円というふうな説明がありました。それで、これは固定されている額なのか、あるいは変動があるのかどうか。そして、これがいつまで続く計画なのかという点について伺います。

それから、11 ページ、マイタウン・バスへの県の補助金です。これが、年々県も補助を減らしてきているということが言われておりますので、心配しています。で、これが来年度、あるいは来年度以降、どういうふうになっていくのかということがわかりましたら、お知らせいただきたいと。

それから、15 ページ、情報化推進費の備品、総合ネットワークの仕事の内容がどういうことになるのかと。こういう、特にインターネット、あるいは町内外のいろいろなシステムの変更はかなりお金がかかってきているわけですが、こういう導入で省力化につながる性格のものなのかどうかということについてお尋ねします。

最後は、16 ページの、先ほど来話されておりますけれども、灯油購入費等助成金の事業ですが、昨年度初めてやって、まあ市民からは大変喜ばれていると、こういう状況で、私としては、共通商品券の使いにくさがあるんだけど、中央資本にお金がいかないと、あくまでも地域振興という観点ではいいのではないかとというふうに考えておりますけれども、申請したけれども、実は該当しなかったという件数も結構多く、前年度ありましたし、あるいは、該当するんだけど、申請しなかったというようなことも幾つか話を聞いております。で、今回、一人一人精査をしながら通知をするというのは、大変該当者にとっては、もれなくいく点では大変よかったというふうに考えておりますけれども、そういう種類の先年度行つての反省点、あるいは今年度はその反省の上から通知を綿密にやるということになったと思うんですが、こういう課題などについて、ありましたら、お知らせいただきたい。

それから、この件についての県の補助、これが昨年度は各市町村の実施の金額にかかわらずでしたか、25%程度にとどまったということで、各市町村のほうからも県にもっと上乘せをしてもらいたいというふうな要望を出していたと思うんです。で、この県の動きがどうなっているか。

以上、5 点についてお願いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、初めに総務部関係、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 初めに、法人市民税の補正額の内訳についてお答えします。

T D K 株式会社の予定納税額を 1 億 5,300 万円と試算し、法人税割納付実績額 2 億 7,500 万円と、決算見込みの均等割の額 5,300 万円との合計額、これと当初予算額の差額 8,600 万円を今回増額補正するものでございます。

次に、総務費補助金の市町村合併推進体制整備補助金についてでございますが、毎年同額なのかということでございますが、国の予算の範囲内で、合併市町村の補助金申請に基づき補助金が決定されるものでございます。ということでございますので、毎年同額とはなりません。平成 27 年までの 10 ヶ年ということになっております。

次に、マイタウン・バスへの次年度以降の県の補助金についての御質問でございますが、次年度

以降の県の補助金については、現在のところ、平成 21 年度は、運行維持費補助金として 60 万円が交付されるものと試算しております。なお、平成 22 年度以降の県の補助制度については、現行の運営維持費補助金にかわり、新たに条件不利地域における支援体制の制度が創設されると言われておりますので、まだその詳細について説明も受けていませんし、その内容はいまだ把握していないところでございますので、現在においては不透明なところとなっております。

次に、情報行政ネットワークの御質問でございますけれども、通称 L G 1 と呼ばれている総合行政ネットワークは、公共団体を相互に接続する行政専用のネットワークのことで、平成 15 年 3 月には、全国すべての自治体が導入しております。現在、国、県、そして各市町村との電子メールは、専用回線である L G 1 を利用して行っております。また、財務省との財政融資資金事務オンラインシステムなど、その業務などにも活用されております。さらには、今後取り組みとなる電子申請による住民票や印鑑証明等の交付事務や、住民税等の申告納税を電子的に行うサービスである e L T A X への対応もする重要なネットワークでございます。これらの業務の電子化は事務事業のスピード化に加え、住民の利便性の向上や行政事務の効率化につながるものと考えております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次、健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） それでは、お答えいたします。

まず初めに、灯油購入費等の助成費の事業で、昨年度実施してみてもの反省点、あるいは課題についてということですが、昨年度は事前に準備する期間が短かったこともありまして、一たん申請していただいて、申請後に非課税世帯であるかどうかの審査を行いまして、決定者には後日交付決定通知書を送りまして、改めて商品券を受け取りに出向いてもらうという必要がありました。これは事務効率も悪い上に、対象となった市民の皆さんには二度足を運んでいただかなければならなかったわけでありまして、大変煩わしかったものと反省いたしております。

本年度はこれを改善いたしまして、該当すると思われる世帯には事前に通知書を送付いたしまして、即時に交付できるように、今、準備を進めているところであります。また、通常の業務に支障が出ないように、本年度の事業につきましては 1 月 10 日からの三連休に集中して交付する体制で計画しているところであります。

次に、県の動き等についてであります。県の所管は、福祉政策課が担当となりますけれども、去る 11 月 7 日に、灯油購入費助成事業担当者会議が開催されました。その時点では、このたびの事業実施は数えるほどの市町村しか決定しておりませんで、決定しない市町村は、ほかの市町村、あるいは県の動向次第で実施するというような状況でありました。中には、県の補助があれば実施するという市町村もあったようであります。県側の考えとしては、10 月以降、灯油の安値傾向が続き、11 月に入ってから、前年の基準に比べまして 1 リットル当たり 10 円ほどしか高くなっていないことなどを考慮に入れまして、県で実施するかどうかはもうしばらく価格の推移を見きわめまして、必要と判断したときは、2 月の定例県議会に諮るという結論に至っておるようであります。

いずれにいたしましても、国の原油等高騰に関する緊急対策関係閣僚会議ですか、政府の会議でありますけれども、独自に実施する市町村に対しましては、国が特別交付税で措置するというような文言も入っておりますので、にかほ市といたしましては、県補助のいかにかわらず、独自で

施策を決定したものであります。県のほうでも、全市町村が実施する状況となれば、恐らく検討せざるを得ないのではなからうかと、私ども担当では考えているところです。以上です。

議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 情報化推進費の関係、一つ。これは、こういうものをいろいろ導入してきたわけですが、仕事の関係で、これが、まあこれ単独ではちょっと判断しにくい面もあるかと思うんですが、いろいろ入れてきたわけです。それで、これが例えば人件費削減になるとか、あるいは仕事の量が、順調に効率的に仕事できて残業が減るとか、こういうことにつながるかどうか、これについてお尋ねします。

それから、もう一つ、福祉の関係の灯油購入費等助成金との関係です。これ、精査しているの通知ということですから、間違いなく行くと思うんですが、実際通知もらったけれども、実は該当しなかったというようなことがあれば、大変ぐあいが悪いというふうになりますので、その点、慎重に行っているでしょうが、その点の心配はないかどうかということと、逆に、該当している人だけでも、通知が来なくて流れてしまうと、こういうようなことの心配もあるわけです。その点について、事務的に大変難儀もするし、判断しづらいというような面もあると思うんですが、その辺どういうふうにしようとしているか。特に入院患者、施設入居者、それからショートステイを繰り返しているとか、こういう外れやすいような人もいるのではないかというふうに思いますので、その点についてお尋ねします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） このL G 1 導入については、当然、事務のスピード化、あるいは効率化、省力化によって、自治体業務の効率化、あるいは経費節減にもつながる側面もひとつあります。また、あわせて、先ほども申し上げましたとおり、国、県、市町村の行政専用ネットワークとして導入されたものの二つの側面がございます。そういう側面の中から、先ほど申し上げましたとおり、全国の自治体がすべて導入していると。あわせて、今後の取り組みとなります電子行政が進むことによって、より一層の効率化が図られていくものと判断しているところでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） それでは、お答えいたします。

通知が届いても実は該当しなかった、大変混乱を招くことだと思いますので、係のほうといたしましては、十分に非課税、あるいはそれらを調査しながら、慎重に対応してまいりたいと思います。また、ショートステイ、あるいは施設入所者、あるいは入院の方も恐らくいると思われれます。これらにつきましても、あらゆる情報を得ながら、漏れのないように対応してまいりたいと思っております。また、申請して通知が届かなかった、該当するかと思われるのに通知が届かなかったという方も恐らくおられると思いますけれども、その点につきましては広報等で十分に一応 一応といたしますか、市の広報手段しか今考えられないわけですけれども、広報には十分努めてまいりたいと思っております。

【12番（村上次郎君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） これで12番村上次郎議員の質疑を終わります。

議案第 119 号に対する質疑、ほかにございませか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第 119 号の質疑を終わります。  
昼食のため、午後 1 時まで休憩します。

午前 11 時 55 分 休 憩

午後 1 時 01 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案質疑を続行します。次に、議案第 120 号平成 20 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業  
勘定補正予算（第 2 号）から議案第 124 号にかほ市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定に  
ついてまでの 5 件の質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第 120 号から議案第 124 号まで 5 件の質疑を  
終わります。

次に、日程第 13、一般会計予算特別委員会の設置を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会委員会条例第 6 条の規定により、議案第 119 号の審査のため、議長  
を除く 23 人をもって構成する一般会計予算特別委員会を設置したいと思ひます。これに御異議ござ  
いせんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

一般会計予算特別委員長が決まるまで、にかほ市議会委員会条例第 10 条第 2 項の規定により、年  
長議員から司会をお願いします。23 番山田明議員。

暫時休憩します。

午後 1 時 02 分 休 憩





.....

## 一般会計予算特別委員会会議録

### 出席委員( 22 名 )

1 番	飯尾善紀	2 番	佐々木正勝
3 番	市川雄次	4 番	池田好隆
5 番	宮崎信一	6 番	佐藤文昭
7 番	佐々木正明	8 番	小川正文
9 番	伊藤知	10 番	加藤照美
11 番	佐々木弘志	12 番	村上次郎
13 番	菊地衛	14 番	佐々木清勝
15 番	榊原均	16 番	竹内賢
18 番	齋藤修市	19 番	佐々木平嗣
20 番	池田甚一	21 番	本藤敏夫
22 番	佐々木正己	23 番	山田明

### 欠席委員( 1 名 )

17 番	佐藤元
------	-----

.....

### 議会事務局職員

議会事務局長	佐藤文一	局長補	佐藤谷博之
議事調査係長	佐藤正之		

.....

### 説明員

市長	横山忠長	副市長	横山昭
教育長	三浦博	企業管理者	佐々木勝利
総務部長	佐藤好文	市民部長	齋藤隆一
健康福祉部長	笹森和雄	産業部長	伊藤賢二
建設部長	佐々木秀明	教育次長	小柳伸光
ガス水道局長	須田登美雄	消防長	中津博行
総務部総務課長	森鉄也	財政課長	佐藤家一

選挙管理委員会事務局長	須田 一 治	生活環境課長	長谷山 良
福祉事務所長	細矢 宗 良	農林水産課長	阿 部 誠 一
商工課長	森 孝 良	都市整備課長	佐 藤 正
下水道課長	渡 辺 講	教育委員会総務課長	阿 部 均

.....

午後1時03分 開 会

年長委員（山田明君）にかほ市議会委員会条例第10条第2項の規定により、一般会計予算特別委員会の委員長が決まるまで、私が司会をすることにいたします。

ただいま出席している委員は22人です。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に達しております。ただいまから一般会計予算特別委員会を開会いたします。

委員長及び副委員長の選任について議題とします。

お諮りします。委員長、副委員長の選任は、申し合わせにより、一般会計予算特別委員会委員長に23番、私、山田を、同じく副委員長には、各常任委員会の副委員長が交代で務めることになっておりますので、19番佐々木平嗣委員を推薦します。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

年長委員（山田明君）異議なしと認めます。したがって、委員長には23番、私、山田、副委員長には19番佐々木平嗣委員が決定しました。

23番、私、山田、19番佐々木平嗣委員が議場におりますので、本席から、にかほ市議会会議規則第32条第2項の規定に準じて告知します。

【年長委員（山田明君）、年長委員としての任を解かれ、一般会計予算特別委員長として議事をとる】

一般会計予算特別委員長（山田明君）一般会計予算特別委員会は、にかほ市議会委員会条例の定める常任委員会を一般会計予算特別小委員会に改め、一般会計予算特別委員会に付託予定の議案第119号をそれぞれの一般会計予算特別小委員会で審査をお願いしたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君）異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

これで一般会計予算特別委員会を散会します。

午後1時06分 散 会

.....

午後 1 時 07 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 14、議案及び陳情の付託を議題とします。

ただいま議題となっております議案第 115 号から議案第 124 号までの 10 件は、お手元にお配りしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会及び一般会計予算特別委員会に付託します。

次に、陳情第 15 号から陳情第 18 号までの 4 件は、お手元に配りました陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後 1 時 08 分 散 会